# 1 教 学 規 則 等

### 1 神戸大学教学規則

(平成16年4月1日制定)

#### 目次

第1章総則 第1条 趣 旨 第2条 教 育 憲 章 第3条 学 部 第4条 大 学 院 第5条 乗船実習科 第6条 収 容 定 員 第7条 学 年 第8条 学 期 第9条 休 業 H 第2章 学 部 第1節 入 学 第10条 入 学 許 可 第11条 早期 入学 第12条 入 学 期 第13条 編 入 学 第14条 転 入 学 第15条 再 入 学 第16条 入 学 志 願 第17条 入 学 手 続 第18条 入学料の免除 第19条 入学料の徴収猶予等 第20条 死亡等による入学料の免除 第21条 宣 誓 第2節 修業年限,教育課程,課程の履修等 第22条 修 業 年 限 第23条 修業年限の通算 第24条 在 学 年 限 第25条 教育課程 第26条 授業科目の区分 第27条 授業の方法 第28条 履修方法及び試験

第29条 履修科目の登録の上限

第30条 成績評価基準

第31条 単位の授与

第32条 単位の基準

第33条 他学部の授業科目の履修

第34条 他の大学又は短期大学における授業科目の履修

第34条の2 休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い

第35条 大学以外の教育施設等における学修

第36条 入学前の既修得単位等の認定

第37条 編入学, 転入学, 再入学者の修業年数等

第38条 転 学 部

第39条 転 学 科

第3節 留学及び休学

第40条 留 学

第41条 休学の許可

第42条 休学の解除

第43条 休学の命令

第44条 休学期間の取扱い

第4節 退学及び除籍

第45条 退 学

第46条 疾病等による除籍

第47条 入学料等未納による除籍

第5節 卒業要件及び学士の学位

第48条 卒 業 要 件

第49条 学士の学位授与

第6節 授 業 料

第50条 授業料の納期

第51条 授業料の免除

第52条 授業料の徴収猶予及び月割分納

第53条 休学者の授業料

第54条 退学者等の授業料

第7節 賞 罰

第55条 表 彰

第55条の2 懲 戒

第3章 大 学 院

第1節 入 学

第56条 修士課程,前期課程及び専門職学位課程の入学資格

第57条 修士課程,前期課程及び専門職学位課程への早期入学

第58条 後期課程の入学資格

第59条 医学研究科の博士課程の入学資格

第60条 医学研究科の博士課程への早期入学

第61条 進 学

第62条 選 考 方 法

第2節 修業年限,教育方法,修了要件等

第63条 標準修業年限

第64条 教育方法等

第65条 他大学大学院等の研究指導

第66条 研究指導のための留学

第67条 修士課程及び前期課程の修了要件

第68条 博士課程の修了要件

第69条 専門職学位課程の修了要件

第70条 学位論文及び最終試験

第71条 修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与

第3節 準 用 規 定

第72条 準 用 規 定

第73条 履修科目の登録の上限

第74条 他大学大学院の授業科目の履修

第74条の2 休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い

第75条 入学前の既修得単位の認定

第76条 留 学

第77条 休 学

第4章 特別聴講学生,特別研究学生,科目等履修生,聴講生,研究生,専攻生及び外国人特別学生

第78条 特別聴講学生

第79条 特别研究学生

第80条 科目等履修生

第81条 聴講生, 研究生及び専攻生

第82条 授業料の納期

第83条 外国人特别学生

第5章 授業料,入学料及び検定料の額

第84条 授業料,入学料及び検定料の額

第84条の2 授業料等の不徴収

第6章 教育職員免許状

第85条 教員の免許状授与の所要資格の取得

附 則

#### 第1章総則

#### (趣 旨)

第1条 この規則は、国立大学法人神戸大学学則(平成16年4月1日制定)第29条の規定に基づき、学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (教育憲章)

第2条 本学の教育は、神戸大学教育憲章(平成14年5月16日制定)に則り、行うものとする。

(学部)

第3条 本学の学部に置く学科は、次のとおりとする。

文 学 部 人文学科

国際文化学部 国際文化学科

発達科学部 人間形成学科,人間行動学科,人間表現学科,人間環境学科

法 学 部 法律学科

経済学部 経済学科

経 営 学 部 経営学科

理 学 部 数学科, 物理学科, 化学科, 生物学科, 地球惑星科学科

医 学 部 医学科, 保健学科

工 学 部 建築学科,市民工学科,電気電子工学科,機械工学科,応用化学科,情報知能工 学科

農学部食料環境システム学科、資源生命科学科、生命機能科学科

海事科学部 海事技術マネジメント学科,海洋ロジスティクス科学科,マリンエンジニアリン グ学科

#### (大学院)

第4条 本学の大学院研究科に置く専攻及びその課程は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別
人文学研究科	文化構造専攻,社会動態専攻	博士課程
国際文化学研究科	文化相関専攻,グローバル文化専攻	博士課程
人間発達環境学 研 究 科	心身発達専攻,教育・学習専攻,人間行動専攻,人間表現専攻, 人間環境学専攻	博士課程
	理論法学専攻,政治学専攻	博士課程
法学研究科	実務法律専攻	専門職学位課 程
経済学研究科	経済学専攻	博士課程

経営学研究科	前期2年の課程	マネジメント・システム専攻,会計システム専攻,市場科学専攻	博士課程
	後期3年の課程	マネジメント・システム専攻, 会計システム専攻, 市場科学専攻, 現代経営学専攻	
	現代経営学専攻		専門職学位 課 程
理学研究科	数学専攻, 物理学	学専攻, 化学専攻, 生物学専攻, 地球惑星科学専攻	博士課程
医学研究科	バイオメディカ	レサイエンス専攻	修士課程
医子切光性	医科学専攻		博士課程
保健学研究科	保健学専攻		博士課程
工学研究科	建築学専攻, 市」 応用化学専攻	民工学専攻,電気電子工学専攻,機械工学専攻,	博士課程
システム情報学研究科	システム科学専具	文, 情報科学専攻, 計算科学専攻	博士課程
農学研究科	食料共生システィ	公学専攻, 資源生命科学専攻, 生命機能科学専攻	博士課程
海事科学研究科	海事科学専攻		博士課程
国際協力研究科	国際開発政策専工	文, 国際協力政策専攻, 地域協力政策専攻	博士課程

- 2 人文学研究科, 国際文化学研究科, 人間発達環境学研究科, 法学研究科, 経済学研究科, 経営学研究科, 理学研究科, 保健学研究科, 工学研究科, システム情報学研究科, 農学研究科, 海事科学研究科及び国際協力研究科の博士課程は, これを前期2年の課程(以下「前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「後期課程」という。)に区分し, 前期課程は, これを修士課程として取り扱うものとする。
- 3 法学研究科実務法律専攻及び経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。) 第99条第2項に規定する専門職大学院の課程とし、法学研究科の専門職学位課程は、専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条第1項に規定する法科大学院とする。

#### (乗船実習科)

第5条 本学に置く乗船実習科に関することは、神戸大学乗船実習科規則(平成16年4月1日制定)で 定める。

#### (収容定員)

第6条 本学の収容定員は、別表のとおりとする。

(学 年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第8条 学年を分けて、次の2期とする。

前期4月1日から9月30日まで

後期10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第9条 定期の休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

本学創立記念日 5月15日

春季休業 3月27日から4月5日まで

夏季休業 8月8日から9月30日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

- 2 臨時の休業日は、学長が定める。
- 3 教育上必要と認めるときは、第1項の規定にかかわらず、春季、夏季及び冬季休業の期間は、各学 部及び各研究科において学長の承認を得て変更することができる。
- 4 教育上必要と認めるときは、第1項から前項までの規定にかかわらず、休業日において授業等を行うことができる。

#### 第2章 学部

#### 第1節 入学

#### (入学許可)

- 第10条 学長は、次の各号のいずれかに該当し、入学試験に合格した者で、第17条に規定する入学手続を完了した者(第18条の規定により入学料の免除を申請している者及び第19条の規定により入学料の 徴収猶予を申請している者を含む。)に対し、入学を許可する。
  - (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
  - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、前号に相当する学校教育を修了した者
  - (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
  - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
  - (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
  - (6) 文部科学大臣の指定した者(昭和23年文部省告示第47号)
  - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。)による大学入学資格検定(以下「旧検定」という。)に合格した者を含む。)
  - (8) 法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けさせるにふさわしい学力があると認めたもの

(9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

#### (早期入学)

- 第11条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。
  - (1) 高等学校に2年以上在学した者
  - (2) 中等教育学校の後期課程. 高等専門学校又は特別支援学校の高等部に2年以上在学した者
  - (3) 外国において、学校教育における9年の課程に引き続く学校教育の課程に2年以上在学した者
  - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設(高等学校の課程に相当する課程を有する者として指定したものを含む。)の当該課程に2年以上在学した者
  - (5) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。)第152条の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において2年以上在学した者
  - (6) 文部科学大臣が指定した者(平成13年文部科学省告示第167号)
  - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則第4条に定める試験科目の全部(試験の免除を受けた試験科目を除く。)について合格点を得た者(旧規程第4条に規定する受検科目の全部(旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。)について合格点を得た者を含む。)で、17歳に達したもの
- 2 前項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

#### (入学期)

第12条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生 を入学させることができる。

#### (編 入 学)

- **第13条** 次の各号のいずれかに該当する者で、本学に編入学を志望する者があるときは、第10条の規定 にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。
  - (1) 大学を卒業した者
  - (2) 法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
  - (3) 施行規則附則第7条に規定した者
- 2 前項に規定する者のほか。次の各号のいずれかに該当する者で文学部、法学部、経済学部又は経営学部に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。
  - (1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
  - (2) 短期大学を卒業した者
  - (3) 高等専門学校を卒業した者
  - (4) 外国において、前3号と同程度の課程を修了した者
- 3 第1項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で発達科学部、理学部、工学部、農 学部又は海事科学部に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することが ある。

- (1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 高等専門学校を卒業した者
- (4) 外国において、前3号と同程度の課程を修了した者
- (5) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第10条各号のいずれかに該当する者に限る。)
- 4 第1項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で医学部保健学科に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。
  - (1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
  - (2) 短期大学を卒業した者
  - (3) 外国において、前2号と同程度の課程を修了した者
  - (4) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第10条各号のいずれかに該当する者に限る。)
- 5 第1項及び第3項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で工学部の第2年次に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。
  - (1) 外国において、学校教育における13年の課程を修了した者
  - (2) 前号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

#### (転入学)

**第14条** 他の大学に現に在学する者で、本学に転入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

#### (再入学)

第15条 本学を第45条の規定により中途退学した者又は除籍された者で、再び同一の学部に入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

#### (入学志願)

- 第16条 入学を志願する者は、所定の日までに、検定料を納付したうえ、入学願書、検定料払込証明書 及び別に指定する書類を提出しなければならない。
- 2 既納の検定料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該額に相当する 額を還付するものとする。
  - (1) 学部の入学試験において出願書類等により第一段階目の選抜を行い、その合格者に限り学力検査 その他により第二段階目の選抜を行う場合において、第一段階目の選抜で不合格となった者が第二 段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。
  - (2) 学部の入学試験において入学の出願を受理した後に本学が大学入試センター試験において受験することを課した教科・科目を受験していないことにより、出願の資格がないことが判明した者が第二段階の選抜に係る額の返還を申し出たとき。
  - (3) 検定料を納付した者が、所定の日までに入学願書を提出しなかった場合において、返還を申し出たとき。
  - (4) 検定料を納付し、入学願書を提出した者が、受験を認められなかった場合において、返還を申し

出たとき。

#### (入学手続)

- 第17条 入学試験に合格した者は、所定の期日までに、入学料を添えて入学手続を行わなければならない。
- 2 既納の入学料は、還付しない。

(入学料の免除)

- 第18条 入学料の納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の全額又は半額を免除することがある。
- 2 入学料の免除の取扱いについては、別に定める。

(入学料の徴収猶予等)

- 第19条 入学料の納付期限までに納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の徴収を猶予することがある。
- 2 前条第1項の入学料の免除又は前項の入学料の徴収猶予を申請した者に係る入学料は、免除又は徴収猶予を許可し、又は不許可とするまでの間は、徴収を猶予する。
- 3 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者(次項により徴収猶予の申請をした者を除く。)は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知した 日から起算して14日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。
- 4 入学料の免除を不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者が、第1項に規定する徴収猶予を受けようとする場合は、免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に徴収猶予の申請を行わなければならない。
- 5 入学料の徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(死亡等による入学料の免除)

- 第20条 前条第1項又は前条第2項の規定により入学料の徴収を猶予されている者が、その期間内において死亡したことにより除籍された場合は、未納の入学料の全額を免除する。
- 2 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者が、前条第3項に 規定する入学料の納付期間内において死亡したことにより除籍された場合又は第47条第1号の規定に より除籍された場合は、その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

(宣誓)

第21条 入学者は、所定の方法により宣誓を行わなければならない。

#### 第2節 修業年限,教育課程,課程の履修等

(修業年限)

- 第22条 学部の修業年限は、4年とする。ただし、本学に3年以上在学した者(施行規則第149条に規定する者を含む。)が、卒業の要件として学部規則に定める単位を優秀な成績で修得したものと認められ、かつ、学生が卒業を希望する場合には卒業することができる。
- 2 前項ただし書に規定する卒業の認定の基準は、学部規則において定め、公表するものとする。
- 3 医学部医学科については、第1項の規定にかかわらず、その修業年限は6年とする。

- 4 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。
- 5 前項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(修業年限の通算)

第23条 科目等履修生(大学の学生以外の者に限る。)として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合においては、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、教授会の定めるところにより、修得した単位数その他の事項を勘案して前条の修業年限の2分の1を超えない期間を修業年限に通算することができる。

#### (在学年限)

第24条 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することはできない。

2 第22条第4項の規定により履修を認められた学生(以下「長期履修学生」という。)の在学年限については、関係の学部規則で定める。

(教育課程)

第25条 教育課程は、本学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を次条第1項に定める区分に従って開設し、体系的に編成するものとする。

(授業科目の区分)

第26条 授業科目の区分は、次のとおりとする。

教養原論

外国語科目

情報科目

健康・スポーツ科学

専門科目(専門基礎科目及び共通専門基礎科目を含む。)

関連科目

資格免許のための科目

その他必要と認める科目

2 前項に規定するもののほか、外国人留学生のための授業科目として、日本語及び日本事情に関する科目を置くことができる。

(授業の方法)

- **第27条** 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う ものとする。
- 2 前項に規定する授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項に規定する授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 第1項に規定する授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
- 5 前4項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

#### (履修方法及び試験)

- 第28条 第26条第1項の区分に従って開設される授業科目及びその履修方法並びに試験に関することは、 各学部規則及び神戸大学全学共通授業科目履修規則(平成16年4月1日制定。以下「履修規則」とい う。)で定める。
- 2 第26条第2項の規定により開設される授業科目(以下「日本語等授業科目」という。)及びその履修方法並びに試験に関することは、各学部規則及び神戸大学日本語等授業科目履修規則(平成16年4月1日制定)で定める。

#### (履修科目の登録の上限)

- 第29条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき 単位数について、学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は各学部規則に おいて定めるものとする。
- 2 各学部規則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

#### (成績評価基準)

第30条 各学部は、各授業における学習目標や目標達成のための授業の方法及び計画を明示するとともに、学生の授業への取組状況等を考慮した多元的な成績評価基準を定め、公表するものとする。

#### (単位の授与)

- 第31条 一の授業科目を履修した者に対しては、試験の上、単位を与える。ただし、第32条第4項の授業科目については、各学部規則で定める方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。 (単位の基準)
- 第32条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
  - (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で各学部規則で定める時間の授業をもって1単位とする。
  - (2) 実験, 実習及び実技については, 30時間から45時間までの範囲で各学部規則で定める時間の授業をもって1単位とする。ただし, 芸術等の分野における個人指導による実技の授業については, 当該学部規則で定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
  - (3) 一の授業について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部規則で定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項各号の規定にかかわらず、全学共通授業科目(履修規則で定める全学に共通する授業科目をいう。)については、次の基準により単位数を計算するものとする。
  - (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
  - (2) 演習、実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。
  - (3) 一の授業について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち 2 以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、日本語等授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、研究指導等の授業科目については、これらの学修の成論を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を各学部規則で定めることができる。

#### (他学部の授業科目の履修)

第33条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。この場合は、所属学部長を経て、当該 学部長の許可を受けなければならない。

#### (他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

- 第34条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)との協定に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。
- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことがある。
- 3 前2項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修させる場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合について準用する。
- 4 前3項に関して必要な事項は、協定に定めるもののほか、関係の学部規則で定める。

#### (休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い)

- 第34条の2 教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に本学と協定を締結している外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において修得したものとみなすことができる。
- 2 前項により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 前2項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

#### (大学以外の教育施設等における学修)

- 第35条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 2 前項により与えることができる単位数は、第34条第2項及び前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 前2項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

#### (入学前の既修得単位等の認定)

- 第36条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。以下「既修得単位」という。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第34条第2項、第34条の2第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 前3項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

#### (編入学, 転入学, 再入学者の修業年数等)

第37条 第13条から第15条までの規定により入学する者の修業すべき年数, 履修すべき科目及びその単位については、教授会がこれを定める。

(転学部)

第38条 学生で、所属学部長の承認を得て転学部を希望する者があるときは、志望学部の教授会の議を 経て、当該学部の学部長は、許可することがある。

(転 学 科)

第39条 転学科に関することは、学部規則で定める。

#### 第3節 留学及び休学

(留 学)

- 第40条 第34条第1項の規定に基づき、外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は、所属学部長の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可を受けて留学した期間は、第22条の修業年限に算入するものとする。

(休学の許可)

- **第41条** 学生が、疾病その他の理由により、3か月以上修学を休止しようとするときは、所属学部長の 許可を得て休学することができる。
- 2 前項の休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、学部長は、1年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。

(休学の解除)

第42条 前条の休学期間中にその理由が消滅したときは、所属学部長の許可を得て、復学することができる。

(休学の命令)

第43条 学生で、疾病により3か月以上修学を休止させることが適当と認められる者があるときは、学 部長の申請により、学長が休学を命ずる。

(休学期間の取扱い)

- 第44条 休学の期間は、通算して3年を超えることはできない。
- 2 休学期間は、在学年数に算入しない。

#### 第4節 退学及び除籍

(退 学)

第45条 学生が、退学しようとするときは、その理由を具し、所属学部長に願い出て許可を受けなければならない。

#### (疾病等による除籍)

**第46条** 学生が、疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められるときは、学部長の申請により、学長がこれを除籍する。

#### (入学料等未納による除籍)

- 第47条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学部長がこれを除籍する。
  - (1) 第18条又は第19条の規定により入学料の免除又は徴収猶予を申請した者で、免除若しくは徴収猶予が不許可になったもの又は半額免除若しくは徴収猶予が許可になったものが、その者に係る納付すべき入学料を納付期限内に納付しないとき。
  - (2) 授業料の納付を怠り、督促を受けても、納付期限の属する学期の末日までに納付しないとき。

#### 第5節 卒業要件及び学士の学位

#### (卒業要件)

- 第48条 卒業の要件は,第22条に定める期間在学し,124単位(医学部医学科にあっては,188単位。以下同じ。)以上を各学部規則の定めるところにより修得することとする。
- 2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち、第27条第2項の授業の方法により 修得する単位数は60単位を超えないものとする。ただし、124単位を超える単位数を卒業の要件とし ている場合においては、同条第1項に規定する授業により64単位(医学部医学科にあっては、128単 位)以上を修得しているときは、60単位を超えることができることとする。

#### (学士の学位授与)

第49条 前条の規定により、学部所定の課程を修めて本学を卒業した者に対しては、学士の学位を授与する。

#### 第6節 授業料

#### (授業料の納期)

第50条 授業料は、次の2期に分け、年額の2分の1に相当する額をそれぞれその納付期間中に納付しなければならない。

期別 納付期間

前期(4月から9月まで) 4月1日から4月30日まで

後期(10月から3月まで) 10月1日から10月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらず,前期に係る授業料を納付するときに,当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。
- 4 第1項の納付期間を経過した後において入学した者のその期の授業料は、入学の日の属する月に納

付しなければならない。

- 5 学年の中途において卒業する者の授業料は、その卒業の月までの分を、月割をもって在学する期の 納付期間内に納付しなければならない。
- 6 既納の授業料は、還付しない。ただし、第2項又は第3項の規定により授業料を納付した者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、納付した者の申出により当該各号に定める授業料相当額を還付するものとする。
  - (1) 第2項の規定により授業料を納付した者が、後期に係る授業料の納付期間前に休学又は第45条の規定により退学した場合 後期分の授業料に相当する額
  - (2) 第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学を辞退した場合 入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額
  - (3) 第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学年度の初日からの休学を申し出、第41条第1項の規定により休学を許可された場合 入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額

#### (授業料の免除)

- 第51条 経済的理由により授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の全額又は半額を免除することがある。
- 2 前項に規定する授業料の免除の取扱いについては、別に定める。

#### (授業料の徴収猶予及び月割分納)

- 第52条 経済的理由により授業料の納付期限までに授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の徴収猶予又は月割分納を許可することがある。
- 2 前項に規定する授業料の徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

#### (休学者の授業料)

- 第53条 学生が授業料の納付期限までに休学を許可された場合又は授業料の徴収猶予を受けていた者が 休学を許可された場合は、月割計算により休学当月の翌月(休学を開始する日が月の初日に当たる場 合は、その月)から復学当月の前月までの授業料を免除する。
- 2 休学中の者が復学した場合は、復学当月以後のその期の授業料を月割をもって復学の際に納付しなければならない。

#### (退学者等の授業料)

- 第54条 第50条に定める期の中途において、第45条の規定により退学し、第55条の2第1項の規定により停学若しくは懲戒退学を命ぜられ、又は除籍された者は、その期の授業料を納付しなければならない。ただし、死亡し、若しくは行方不明となったことにより除籍された場合又は第47条第2の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の授業料の全額を免除することがある。
- 2 授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者が退学を許可された場合は、月割計算により退学の翌月以後に納付すべき授業料の全額を免除することがある。

#### 第7節 賞 罰

#### (表 彰)

- **第55条** 学生として表彰に値する行為があったときは、所属学部長等の推薦により、学長は、これを表彰することがある。
- 2 前項に関し必要な事項は、神戸大学学生表彰規程(平成17年2月17日制定)で定める。

#### (徴 戒)

- 第55条の2 本学の規定に違背し、学生の本分を守らない者があるときは、所定の手続により学長が懲戒する。
- 2 懲戒は、訓告、停学及び懲戒退学とする。
- 3 停学3か月以上にわたるときは、その期間は、第22条の修業年限に算入しない。
- 4 前3項に関し必要な事項は、神戸大学学生懲戒規則(平成16年4月1日制定)で定める。

#### 第3章 大 学 院

#### 第1節 入 学

#### (修士課程, 前期課程及び専門職学位課程の入学資格)

- 第56条 修士課程,前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに 該当する者とする。
  - (1) 大学を卒業した者
  - (2) 法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
  - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
  - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
  - (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
  - (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
  - (7) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
  - (8) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
  - (9) 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

#### (修士課程, 前期課程及び専門職学位課程への早期入学)

- **第57条** 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。
  - (1) 大学に3年以上在学した者
  - (2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者

- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者
- 2 前項に関して必要な事項は、関係の研究科規則で定める。

#### (後期課程の入学資格)

- 第58条 後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 修士の学位又は専門職学位(法第104条第1項の規定に基づき学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者
  - (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(第74条において「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
  - (6) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
  - (7) 本学において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

#### (医学研究科の博士課程の入学資格)

- 第59条 医学研究科の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 大学の医学、歯学又は獣医学を履修する課程を卒業した者
  - (2) 外国において、学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学又は獣医学)を修了した者
  - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学, 歯学又は獣医学)を修了した者
  - (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
  - (5) 文部科学大臣の指定した者(昭和30年文部省告示第39号)
  - (6) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
  - (7) 本学において、個別の入学資格審査により、大学の医学、歯学又は獣医学を履修する課程を卒業 した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

#### (医学研究科の博士課程への早期入学)

第60条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 大学(医学、歯学又は獣医学を履修する課程に限る。)に4年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程(医学, 歯学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程(医学, 歯学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了した者
- 2 前項に関して必要な事項は、関係の研究科規則で定める。

(進 学)

第61条 本学大学院の修士課程,前期課程又は専門職学位課程を修了し,引き続き後期課程又は,医学研究科の博士課程に進学を志望する者については,当該研究科の定めるところにより,選考の上,進学を許可する。

(選考方法)

第62条 大学院の入学志願者に対する選考方法は、各研究科において別に定める。

#### 第2節 修業年限,教育方法,修了要件等

#### (標準修業年限)

第63条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、各研究科の定めるところにより、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。
- 3 前項に規定する修士課程を置く研究科及びその標準修業年限は、次のとおりとする。

人間発達環境学研究科 教育・学習専攻(発達支援論コース)1年

- 4 人文学研究科, 国際文化学研究科, 人間発達環境学研究科, 法学研究科, 経済学研究科, 経営学研究科, 理学研究科, 保健学研究科, 工学研究科, システム情報学研究科, 農学研究科, 海事科学研究 科及び国際協力研究科の博士課程の標準修業年限は, 前期課程2年, 後期課程3年の5年とする。
- 5 医学研究科の博士課程の標準修業年限は、4年とする。
- 6 経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育研究 上の必要があると認められるときは、研究科の定めるところにより、学生の履修上の区分に応じ、標 準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。
- 7 法学研究科実務法律専攻の専門職学位課程(以下「法科大学院」という。)の標準修業年限は,3 年とする。

#### (教育方法等)

- 第64条 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。
- 2 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、

現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。

- 3 研究科において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期に おいて授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。
- 4 各研究科における授業科目,その単位数及び研究指導並びにそれらの履修方法については,当該研 究科規則で定める。

#### (他大学大学院等の研究指導)

第65条 教育上有益と認めるときは、他大学(外国の大学を含む。)の大学院又は研究所等(外国の研究機関を含む。)との協定に基づき、学生に当該大学の大学院又は当該研究所等において必要な研究指導を受けさせることがある。ただし、修士課程及び前期課程の学生については、当該研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

#### (研究指導のための留学)

- 第66条 前条の規定に基づき、外国の大学又は研究機関に留学しようとする者は、所属研究科長の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可を受けて留学した期間は、第63条の標準修業年限に算入する。

#### (修士課程及び前期課程の修了要件)

第67条 修士課程及び前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ修士論文又は特定の課題について研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

#### (博士課程の修了要件)

- 第68条 博士課程 (医学研究科の博士課程を除く。)の修了要件は、後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年(2年未満の在学期間をもって修士課程又は前期課程を修了した者にあっては、当該在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士課程の後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院(専門職大学院を除く。以下この項において同じ。)に3年(専門職大学院設置基準第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあっては、2年)以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年(標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあっては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。
- 3 医学研究科の博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

#### (専門職学位課程の修了要件)

- 第69条 専門職学位課程(法科大学院を除く。以下この条において同じ。)の修了要件は、当該課程に 2年(2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準 修業年限)以上在学し、所定の単位を修得することとする。
- 2 専門職学位課程の在学期間に関しては、第75条の規定により認定された入学前の既修得単位(法第 102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を、当該単位数、その修得に 要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。
- 3 法科大学院の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の単位を修得することとする。
- 4 法科大学院の在学期間については、第75条の規定により認定された入学前の既修得単位(法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。
- 5 法科大学院は、法学の基礎的な学識を有すると認める者に関しては、第3項に規定する在学期間については、前項の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えない範囲で研究科が認める期間在学したものと、同項に規定する単位については、第74条及び第75条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えない範囲で研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。

#### (学位論文及び最終試験)

第70条 学位論文及び最終試験に関することは、学位規程に定めるところによる。

#### (修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与)

- 第71条 各研究科において, 所定の課程を修了した者に対しては, その課程に応じて修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。
- 2 前項の学位に関することは、学位規程に定めるところによる。

#### 第3節 準用規定

#### (準用規定)

第72条 第12条 (入学期), 第14条 (転入学), 第15条 (再入学), 第16条 (入学志願), 第17条 (入学手続), 第18条 (入学料の免除) (第2項を除く。), 第19条 (入学料の徴収猶予等), 第20条 (死亡等による入学料の免除), 第21条 (宣誓), 第22条 (修業年限) (第1項, 第2項及び第3項を除く。), 第24条 (在学年限), 第27条 (授業の方法), 第31条 (単位の授与), 第32条 (単位の基準) (第2項及び第3項を除く。), 第33条 (他学部の授業科目の履修), 第38条 (転学部), 第39条 (転学科), 第45条 (退学), 第46条 (疾病等による除籍), 第47条 (入学料等未納による除籍), 第50条から第54条まで (授業料), 第55条 (表彰) 及び第55条の2 (懲戒)の規定は, 大学院に準用する。ただし, 第24条を準用する場合において, 医学研究科の博士課程以外の博士課程にあっては, 標準修業年限を前期課程と後期課程に分ける。

#### (履修科目の登録の上限)

第73条 専門職大学院学生の履修科目の登録の上限に関しては、第29条第1項を準用する。この場合において、「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

#### (他大学大学院の授業科目の履修)

第74条 大学院学生の他大学(外国の大学を含む。)の大学院の授業科目の履修に関しては、第34条を 準用する。この場合において、同条第2項中「60単位」とあるのは、「10単位(ただし、専門職大学 院学生(法科大学院学生を除く。)にあっては15単位、法科大学院学生にあっては30単位)」と、同条 第3項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国にお いて」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合及び国際連合大 学の教育課程における授業科目を」と、同条第4項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み 替えるものとする。

#### (休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い)

第74条の2 大学院学生が休学期間中に外国の大学において履修した授業科目について修得した単位に関しては、第34条の2を準用する。この場合において、同条第1項中「外国の大学又は短期大学」とあるのは「外国の大学の大学院」と、同条第2項中「60単位」とあるのは、「10単位(ただし、専門職大学院学生(法科大学院学生を除く。)にあっては15単位、法科大学院学生にあっては30単位)」と、同条第3項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

#### (入学前の既修得単位の認定)

第75条 大学院学生の入学前の既修得単位の認定に関しては、第36条(第2項を除く)を準用する。この場合において、同条第1項中「大学又は短期大学」とあるのは「大学院」と、同条第3項中「第34条第2項、第34条の2第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位」とあるのは、「10単位(ただし、専門職大学院学生(法科大学院学生を除く。)にあっては第74条の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位、法科大学院学生にあっては第74条の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位)」と、同条第4項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

#### (留 学)

第76条 大学院学生の外国の大学への留学に関しては、第40条を準用する。この場合において、同条 第1項中「第34条第1項」とあるのは「第74条」と、「所属学部長」とあるのは「所属研究科長」と、 同条第2項中「第22条」とあるのは「第63条」と読み替えるものとする。

#### (休 学)

第77条 大学院学生の休学に関しては、第41条第1項、第42条、第43条及び第44条第2項を準用するほか、各研究科規則で定める。

### 第4章 特別聴講学生,特別研究学生,科目等履修生,聴講生,研究生, 専攻生及び外国人特別学生

#### (特別聴講学生)

第78条 他の大学、短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)又は高等専門学校との協定に基づき、 当該大学(大学院を含む。)、短期大学又は高等専門学校の学生で、本学の授業科目を履修しようとす

- る者があるときは、特別聴講学生として許可することがある。
- 2 特別聴講学生については、協定に定めるもののほか、関係の学部規則及び研究科規則で定める。 (特別研究学生)
- 第79条 他大学(外国の大学を含む。)の大学院との協定に基づき、当該大学院の学生で、本学において研究指導を受けようとする者があるときは、特別研究学生として許可することがある。
- 2 特別研究学生については、協定に定めるもののほか、関係の研究科規則で定める。

#### (科日等履修生)

- 第80条 本学が開設する1又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、科目等履修生として許可することがある。
- 2 科目等履修生に対しては、単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生については、関係の学部規則及び研究科規則で定める。

#### (聴講生, 研究生及び専攻生)

- 第81条 本学が開設する1又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、聴講生として許可することがある。
- 2 特定の事項について研究しようとする者があるときは、研究生として許可することがある。
- 3 本学学部卒業者で、特定の専門事項について攻究しようとする者があるときは、専攻生として許可 することがある。
- 4 聴講生,研究生及び専攻生については,それぞれ関係の学部規則,研究科規則及び専攻生規則で定める。

#### (授業料の納期)

第82条 特別聴講学生,特別研究学生,科目等履修生,聴講生,研究生及び専攻生の授業料については,それぞれの在学予定期間に応じ,3か月分又は6か月分に相当する額を当該期間における当初の月に納付するものとし,在学予定期間が3か月未満又は6か月未満であるときは,その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に納付しなければならない。

#### (外国人特別学生)

- 第83条 外国人で,第10条,第56条,第58条又は第59条の規定によらないで,外国人特別学生として本学の学部又は大学院に入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て許可する。
- 2 前項の学生で、学部又は大学院の課程を修了した者には、第49条又は第71条に定める学位を授与する。

#### 第5章 授業料,入学料及び検定料の額

#### (授業料, 入学料及び検定料の額)

第84条 本学の授業料,入学料及び検定料(以下「授業料等」という。)の額は,神戸大学における授業料, 入学料,検定料及び寄宿料の額に関する規程(平成16年4月1日制定)に定められた額とする。

#### (授業料等の不徴収)

第84条の2 国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文部大臣裁定)に基づく国費外国人留学生の授業料等については、前条の規定にかかわらず、不徴収とする。

- 2 特別聴講学生及び特別研究学生の授業料等については、第82条及び前条の規定にかかわらず、第78 条第1項又は第79条第1項の協定に基づき、不徴収とすることができる。
- 3 外国人特別学生の授業料等については、学長が認めたときは、前条の規定にかかわらず、不徴収と することができる。

### 第6章 教育職員免許状

#### (教員の免許状授与の所要資格の取得)

- 第85条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。
- 2 前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、関係の学部規則及び研 究科規則の定めるところによる。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表第1学部の表の規定中海事科学部の第 3年次編入学定員に係る部分は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 神戸大学学則等を廃止する規則(平成16年4月1日制定)第1条の規定による廃止前の神戸大学学則(以下「旧学則」という。)第2条第2項に規定する法学研究科経済関係法専攻及び政治社会科学専攻は、改正後の神戸大学教学規則(以下「新規則」という。)第4条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該専攻の前期課程又は後期課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 旧学則の規定により存続するものとされた学部の学科及び研究科の専攻のうち、平成16年3月31日 において現に学生が在学する学科又は専攻は、新規則第3条及び第4条第1項の規定にかかわらず、 平成16年3月31日に当該学科若しくは当該専攻の前期課程又は後期課程に在学する者が当該学科又は 当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則第17条の規定に基づき、神戸商船大学において同大学を卒業するため又は同大学の大学院の課程を修了するため必要であった教育課程の履修を引き続き本学において行うため、平成16年3月31日において現に神戸商船大学に在学する者(以下「在学者」という。)が在学しなくなるまでの間、海事科学部及び自然科学研究科に次に掲げる課程及び専攻を置く。
  - 海事科学部 商船システム学課程,輸送情報システム工学課程,海洋電子機械工学課程,動力システム工学課程

#### 自然科学研究科

前期2年の課程 商船システム学専攻,輸送情報システム工学専攻,海洋電子機械工学専攻,動 カシステム工学専攻

後期3年の課程 海上輸送システム科学専攻. 海洋機械エネルギー工学専攻

5 前項に規定する課程及び専攻における教育課程の履修その他在学者の教育に関し必要な事項は、海 事科学部教授会及び自然科学研究科教授会が定めるものとする。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表第1学部の表の規定中発達科学部の第 3年次編入学定員に係る部分は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第34条第3項, 第56条, 第58条及び第59条の改正規定は, 平成16年12月13日から適用する。
- 3 国際文化学部コミュニケーション学科及び地域文化学科並びに発達科学部人間発達科学科,人間環境科学科及び人間行動・表現学科は,改正後の第3条の規定にかかわらず,平成17年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間,存続するものとする。
- 4 文学研究科哲学専攻、芸術学芸術史専攻、社会学専攻、史学専攻、国文学専攻及び英米文学専攻は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

#### 附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行し、改正後の第13条第1項第2号及び第56条第2号の規定 については、平成17年10月1日から適用する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成18年4月1日以降において 在学者の属する年次に編入学,転入学又は再入学する者は、改正後の第26条の規定にかかわらず、な お従前の例による。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成18年4月1日以後において 在学者の属する年次に編入学,転入学又は再入学する者は、改正後の第47条の規定にかかわらず、な お従前の例による。

#### 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成19年3月20日から施行し、改正後の神戸大学教学規則の規定は、平成19年3月1日から適用する。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成19年4月1日以後において 在学者の属する年次に編入学,転入学又は再入学する者については、改正後の第67条の規定を除き、 なお従前の例による。
- 3 工学部建設学科は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該学科に在学する 者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 文学研究科文化基礎専攻及び文化動態専攻,総合人間科学研究科コミュニケーション学専攻,地域文化学専攻,人間発達科学専攻,人間環境科学専攻,人間行動・表現学専攻,人間形成科学専攻,コミュニケーション科学専攻及び人間文化科学専攻,文化学研究科文化構造専攻及び社会文化専攻並びに自

然科学研究科数学専攻,物理学専攻,化学専攻,生物学専攻,地球惑星科学専攻,建設学専攻,電気電子工学専攻,機械工学専攻,応用化学専攻,情報知能工学専攻,応用動物学専攻,植物資源学専攻,生物環境制御学専攻,生物機能化学専攻,食料生産環境工学専攻,海事技術マネジメント学専攻,海上輸送システム学専攻,マリンエンジニアリング専攻,数物科学専攻,分子物資科学専攻,地球惑星システム科学専攻,情報・電子科学専攻,機械・システム科学専攻,地域空間創生科学専攻,食料フィールド科学専攻,海事科学専攻,生命機構科学専攻及び資源生命科学専攻は,改正後の第4条の規定にかかわらず,平成19年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間,存続するものとする。

#### 附 則

この規則は、平成19年2月25日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行し、改正後の第4条第3項、第10条第8号、第11条第1項 第5号、第13条第1項第2号及び第3号、第22条第1項、第56条第2号及び第8号、第58条第1号、 第59条第6号、第68条第2項並びに第69条第2項及び第4項の規定は、平成19年12月26日から適用す る。ただし、別表第1学部の表の規定中農学部及び海事科学部の第3年次編入学定員に係る部分は、 平成22年4月1日から施行する。
- 2 農学部応用動物学科,植物資源学科,生物環境制御学科,生物機能化学科及び食料生産環境工学科並びに海事科学部海事技術マネジメント学課程,海上輸送システム学課程及びマリンエンジニアリング課程は,改正後の第3条の規定にかかわらず,平成20年3月31日に当該学科又は課程に在学する者が当該学科又は課程に在学しなくなる日までの間,存続するものとする。
- 3 経済学研究科経済システム分析専攻及び総合経済政策専攻並びに医学系研究科バイオメディカルサイエンス専攻, 医科学専攻及び保健学専攻は, 改正後の第4条の規定にかかわらず, 平成20年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間, 存続するものとする。

#### 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 工学研究科情報知能学専攻は、改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

#### 附 則

この規則は、平成22年10月26日から施行する。

### 別表 収容定員

## 1 学 部

	D.	r.		入学	定員	2年次編	入学定員	3年次編	入学定員	総気	<b></b>
	区	分		学科別	計	学科別	計	学科別	計	学科別	計
文学部	人 文	学	科	115	115					460	460
国際文化学部	国際	文 化 学	科	140	140					560	560
	人 間 形 成 学			90				224 T)		360	
<b>残法到</b>	人間	行 動 学	科	50	280			学科	10	200	1 140
発達科学部	人間	表 現 学	科	40	280			共通 10	10	160	1, 140
	人間	環 境 学	科	100				10		400	
法学部	法 律	学	科	180	180			20	20	760	760
経済学部	経 済	学 学	科	270	270			20	20	1, 120	1, 120
経営学部	経 営	学	科	260	260			20	20	1, 080	1,080
	数	学	科	25						100	
	物 理	学	科	35				学科		140	
理学部	化	学	科	25	140			共通	25	100	610
	生 物	学	科	20				25		80	
	地球整	基 科 学	科	35						140	
	医	学	科	105		5		5		618	
		看 護 学 専	攻	80				10			
医学部	保健学科	検査技術科学	専攻	40	265		5	5	25	690	1, 308
	<b>水</b> 医子名	理学療法学	専攻	20				5		030	
		作業療法学	専攻	20				5			
	建築	学	科	90						360	
	市民	工 学	科	60				   学科		240	
工学部	電気電	子工学	科	90	540			共通	20	360	2, 200
1 Hb	機械	工 学	科	100	010			20	20	400	2, 200
	応 用	化 学	科	100				20		400	
	情報知	1 能 工 学	科	100						400	
	食料環境	ラステム	学科	35				学科		140	
農学部	資 源 生	命科学	科	53	150			共通	20	212	640
	生命機	能 科 学	科	62				20		248	
	海事技術	マネジメント	学科	90				学科		360	
海事科学部	海洋ロジン	スティクス科	学科	50	200			共通	10	200	820
	マリンエン	ジニアリング	学科	60				10		240	
合		計			2, 540		5		170		10, 698

### 2 大学院

				入	À	学	氘	Ē	貝					総		Á	Ē		員		
		修士	部 42	ţ	阜	士	課	;	程	専『	月 職	攸上	罪 42	博	<b>葬</b>	士	課	程	E	専『	門 職
区	分	珍工	沐任	前	期	後	期			学位	課程	修士	計化生	前	期	後	期			学位	課程
		専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	丰	専攻別	計
		別		別		別		別		別		別		別		別		別		別	
人文学研究科	文化構造専攻			20	50	8	20							40	100	24	60				
	社会動態専攻			30		12								60		36					
国際文化学研 究 科	文化相関専攻			20	50	6	15							40	100	18	45				
76 11	グローバル文化専攻 心身発達専攻			30		9								60 36		27 9					
	教育·学習専攻			18		4								36		12					
1 日日 76 / 井丁四上か	(発達支援論コース)			4		- 1								4		12					
人間発達環境 学 研 究 科	人間行動専攻			6	96	2	17							12	188	6	51				
	人間表現専攻			10		2								20		6					
	人間環境学専攻			40		6								80		18					
	理論法学専攻			28		14								56		42					
法学研究科	政治学専攻			12	40	6	20							24	80	18	60				
	実務法律専攻									80	80									260	260
経済学研究科	経済学専攻			83	83	34	34							166	166	102	102				
	マネジメント・			17		9								34		27					
	システム専攻会計システム専攻			14	51	7								28	102	21					
経営学研究科	市場科学専攻			20		10	34							40		30	102				
	現代経営学専攻			20		8								40		24					
	現代経営学専攻					0				69	69					24				138	138
	数学専攻			22		4				0.5	0.5			44		12				100	100
	物理学専攻			24		5								48		15					
理学研究科	化学専攻			28	120	6	30							56	240	18	90				
	生物学専攻			22		8								44		24					
	地球惑星科学専攻			24		7								48		21					
	バイオメディカル	25	25									50	50								
医学研究科	サイエンス専攻医科学専攻							78	78									312	312		
保健学研究科	保健学専攻			56	56	25	25	70	10					112	112	75	75	312	312		
PKINE J HOLDETT	建築学専攻			65	00	8	20							130	112	24	10				
	市民工学専攻			43		6								86		18					
工学研究科	電気電子工学専攻			65	324	8	42							130	648	24	126				
	機械工学専攻			78		10								156		30					
	応用化学専攻			73		10								146		30					
	システム科学専攻			28		3								56		6					
システム情報学研究科	情報科学専攻			28	80	3	14							56	160	6	28				
113 14 3 1912411	計算科学専攻			24		8								48		16					
	食料 共生システム学専攻			27		6								54		18					
農学研究科	資源生命科学専攻			42	119	8	25							84	238	24	75				
	生命機能科学専攻			50		11								100		33					
海事科学研究科	海事科学専攻			60	60	11	11							120	120	33	33				
14 1-11 J WI ZUTT	国際開発政策専攻			26		9	11							52	-20	27	00				
国際協力研究科	国際協力政策専攻			22	70	7	25							44	140	21	75				
	地域協力政策専攻			22		9	-							44		27					
合	計		25	1	, 199		312		78		149		50	2	2, 394		922		312		398

### 2 神戸大学共通細則

(平成16年4月1日制定)

(入学志願)

第1条 入学志願者は、所定の期日までに次の書類を提出しなければならない。

入学願書

出身学校長の調査書又はこれに代わる書類

写 真

その他の書類

(合否の判定)

第2条 入学試験の合否の判定は、学力試験及び出身学校長の調査書又はこれに代わる書類の成績等を 総合して教授会が行う。

(官 誓)

第3条 入学者は、次の誓詞により学長に対し宣誓書を提出しなければならない。 私は、神戸大学の学生として学業に励み、本学の規律を守ることを誓います。

(成 績)

第4条 授業科目の成績は、秀、優、良、可及び不可に分け、可以上を合格とする。

(学生証)

- **第5条** 学生は、学生証の交付を受け、これを携行し本学職員の請求があったときは、いつでも、これを提示しなければならない。
- 2 学生証は、入学したときに学長が発行する。
- 3 学生証を携帯しない場合には、教室、研究室、図書館その他学内施設の利用を許さないことがある。
- 4 学生証を紛失したとき若しくは使用に耐えなくなったとき、又は休学等によりその有効期間が経過したときは、速やかに発行者に届け出て再交付を受けなければならない。
- 5 学生は、卒業、退学等により学籍を離れた場合は、速やかに学生証を発行者に返納しなければならない。
- 6 学生証の再交付手続き及び返納は、学生の所属学部又は研究科において行うものとする。

(欠席届)

第6条 学生が、3週間以上欠席するときは、理由を具し、欠席届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

(学生登録票)

第7条 学生は、入学したときは、速やかに学生登録票を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

(身上異動・住所変更届)

第8条 学生は、改姓、改名等、身上に異動があったとき、又は住所(保護者等の住所等を含む。)を 変更したときは、速やかに身上異動・住所変更届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

- **第9条** 大学院の第1条から第4条までに定める事項については、それぞれ関係の研究科において定める。大学院における入学志願及び合否の判定については、第1条及び第2条の規定にかかわらず、各研究科において定めるものとする。
- 2 大学院における授業科目の成績については、第4条に定めるもののほか、必要があると認めるとき は、各研究科において定めることができる。

#### (健康診断)

第10条 学生は、毎年本学で行う健康診断を受けなければならない。

(様 式)

第11条 諸願届等の様式は、別紙のとおりとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年7月29日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この細則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成23年4月1日以後において 在学者の属する年次に編入学,転入学又は再入学する者については、改正後の第4条の規定にかかわ らず,なお従前の例による。

#### 様式1号

### 入 学 許 可 書

受験番号 番 氏 名

神戸大学 学部に入学を許可する。 年 月 日

神戸大学長

#### 様式2号

### 宣誓書

私は、神戸大学の学生として学業に励み、本学の規 律を守ることを誓います。

年 月 日

神戸大学長殿

署名

A 4 (297mm×210mm)

A 4  $(297 \text{mm} \times 210 \text{mm})$ 

#### 様式3号

年 月 日

(印)

神戸大学 殿

学部

学籍番号 住 所 氏 名

休 学 願

下記のとおり休学したいので御許可願います。

記

- 1. 理由
- 2. 期間 自 年 月 日 年 月 日

#### 様式4号

年 月 日

神戸大学

学部

学籍番号 住 所 氏 名

復 学 願

下記のとおり復学したいので御許可願います。

記

- 1. 理 由
- 2. 復学年月日 年 月 日

注 病気の場合は診断書添付のこと。 A 4  $(297mm \times 210mm)$  注 病気の場合は健康診断書 (復学意見書) 添付のこと。 A 4  $(297 \text{mm} \times 210 \text{mm})$ 

#### 様式5号

年 月 日 神戸大学 殿 学部 学科 学籍番号 本人住所 氏 名 (II) 退 学 願 下記のとおり退学したいので御許可願います。 記 1. 理 由 2. 退学年月日 年 月 日

注 病気の場合は診断書添付のこと。 A 4 (297mm×210mm)

#### 様式6号

(表) 神戸大学学生証 所 属 学籍番号 氏 名 写 生年月日 上記の者は、本学の学生であることを証明する。 真 年 月 日 発行年月日 有効期限 年 月 日 神戸市灘区六甲台町1-1 神戸大学長 1 (図書館利用 I D)

(裏)

 $\langle$ 

- 注意事項 -

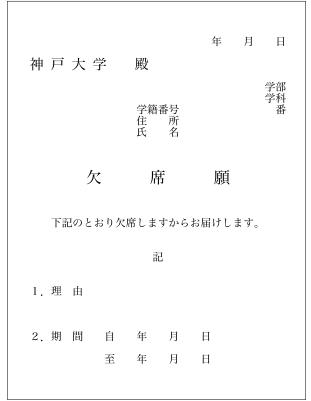
- 1 本学学生は常にこの学生証を携帯し、次の場合は、これを提示しなければならない。
  - (1) 本学教職員の請求があった場合
  - (2) 通学定期乗車券又は学生用割引乗車券の購入及びこれによって 乗車船し、係員の請求があった場合
  - (3) 本学図書館を利用する場合
- 2 本証は他人に貸与又は譲渡してはならない。
- 3 本証を紛失したとき、又は記載内容に変更が生じたときは、直ちに 発行者に届け出ること。
- 4 卒業,退学等により学籍を離れたときは,直ちに発行者に返納すること。

神戸大学 〒657-8501 神戸市灘区六甲台町 1 - 1 TEL(078)881-1212(大代表)

### 様式7号

_														_
	通学定期乗車 学籍番号	車券発行控(	年度	(E)		神戸大 学長印		注意: ①			購入する際は学生	証と共に	本証を提	
	•	間 系	経由 経由 経由 経由	区 · ·	間間間	印 経由 経由 経由 でとする。		2 3 4 5 6	本主 医学 事 全 共 教	取扱いは学生 在地 (・・ (	神戸市須磨  キャンパス) 神戸市東灘  構する者は,大学 第1キャンパス)	六甲台町7- 区楠町7- 区友が丘 区深江南 変育推進	5-1 7-10-2 町5-1-1 機構全学	
							<u> </u>	70.0						_
	発行年月日	1 有効期間		発行駅	記	事	1	発行	年月日	有効期間	発 行 駅	記	事	j
		箇月								箇月				j
		箇月								箇月				į
		箇月								箇月				i
		箇月								箇月				i
		箇月								箇月				i
		箇月								箇月				İ
		箇月								箇月				i

### 様式8号



A 4 (297mm×210mm)

美式9	4		学 生	W	録	M		à	я	es Mitala
	学	部 20 (平成	)年 月	В	入学・3	89 1	<b>产籍番号</b>	11	1	日提出
	2	料フリガナ		11	TI	11	111	Ħ	1	
	565	を結で記入し	てください。(	姓と名の	間は1マ	ス空け、	適音・平	獨音文字	はマスに	記入)
	28	ローマ字 程 totatalir		- A - F						
	*	程 左詰で記入して 攻 氏 名	CEST OE	沙奎飞及	Collection	CHIX	X+CL, K	LC RIVAN	男	· 女
_	該当者の		書で記入して	ください	(学籍及	COMPANY	Bの字体とし	て使用)	外国籍	-
相導				19	(昭和	:31	н н	日生		
				E	平成 中成	_				
		自宅・学生寮・その社	t( ) g	· #						
		:	1	c			8			
見 (人:	住 所 学後の住所)	_		大	P44444	るアドル	ノス以外を記	入してく	car.	
	4.84	住 所		_						
		電話番号 (固 電話番号 (携		-	++	1	1 1 1	1 1-		
* 1	の勤務先等	動務先名	H) MEAN)	\$0.80	先の電影	番号	1 1 1	- 1-		-
	当者のみ)					1 1-	111	i i-		
		年 月			立		A	等学校平	棄	
R	\$ #		-							_
52.5										
	認定試験等		高級型約	<b>水素即</b>	P BIS TOT DATE	k +0	入学資格核	estraction.	418	1 合格
100	職 歴	~ .	10.07.00	1 100 100	, more pro-	24.9	2 ( ) A 10 10	. n. o man	- 10	12 10
	その他	. ~ .	-	_	_					_
		フリガナ	1 1 1 1		1 1	1 1	1 1 1	_		
保護	者等の住所等		記入してくださ	1 (M	と名の間	ロマスジ	DJ. 適音・	宇衛音文:		
	学生本人が独	氏 名							本人と	の統括
12.	生計者の場合	郵便番号		電	5番号				20	
A	<ul><li>住所等を記してくださ</li></ul>							1 1-		
6%		住所								
_	_	フリガナ						_		_
BX /4	Elim Wat 4	氏 名				本人	との統柄(			)
	時の連絡先 人 以 外)	勤務先等				MIX	電路(			)
		阿住所				拥荐	電話(			)
E 1		生年月日は戸籍と								
	<b>本的女童</b> 母	の学歴を有する者は、 女姓・改名、現住所 又は研究料の担当保 経票に記載された値 て、授業料関係者類	最終出身学校	名 · 学1	5 - 95819	(中语名	(\$tr. )#	で記入し	てください	- Secretary
	Ar 66 days									

#### 様式10号



### 3 神戸大学学位規程

(平成16年4月1日制定)

(趣 旨)

第1条 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条第1項の規定により、神戸大学(以下「本学」という。)が授与する学位については、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学 位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

(学士の学位の授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(修士の学位の授与の要件)

- 第4条 修士の学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。
  - (1) 本学大学院研究科(以下「研究科」という。)の修士課程を修了した者
  - (2) 研究科の博士課程の前期課程を修了した者

(博士の学位の授与の要件)

- 第5条 博士の学位は、研究科の博士課程を修了した者に授与する。
- 2 博士の学位は、次の要件を満たす者にも授与する。
- (1) 研究科において前項に該当する者と同等以上の学力があると確認されたこと。(この確認を以下「学力の確認」という。)
- (2) 研究科において行う博士論文の審査及び試験に合格したこと。

(専門職学位の授与の要件)

- 第6条 専門職学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。
  - (1) 研究科の専門職大学院の課程(次号の課程を除く。)を修了した者
  - (2) 研究科の法科大学院の課程を修了した者

(研究科の在学者の論文等提出手続)

- 第7条 研究科に在学する者の学位論文又は教学規則第67条に規定する特定の課題についての研究の成果は、当該研究科長に提出するものとする。
- 2 博士論文は、学位論文審査願、論文目録及び履歴書とともに提出しなければならない。
- 3 学位論文は、修士の場合は1編、1通を、博士の場合は1編、3通を提出するものとする。ただし、 参考として他の論文を附加して提出することを妨げない。
- 4 審査のため必要があるときは、提出論文の数を増加し、又は論文の訳本、模型若しくは標本等の資料その他を提出させることがある。
- 5 第1項に定める研究の成果(以下「研究の成果」という。)の提出に関することは、各研究科において別に定める。

(研究科の在学者の論文審査)

- 第8条 研究科長は、前条の規定による博士論文の提出があったときは、教授会において当該研究科の 教授のうちから2人以上の審査委員を選定して、博士論文の審査を行わせるものとする。
- 2 研究科長は、前条の規定による修士論文又は研究の成果の提出があったときは、教授会において当該研究科の教授及び准教授のうちから2人以上の審査委員を選定して、修士論文又は研究の成果の審査を行わせるものとする。ただし、少なくとも教授1人を含めなければならない。
- 3 教授会において審査のため必要があると認めるときは、博士論文の審査にあっては第1項の審査委員のほか、当該研究科の教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、修士論文又は研究の成果の審査にあっては前項の審査委員のほか、当該研究科の教授及び准教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。
- 4 教授会において審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授以外の者(修士論文又は研究の成果の審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授及び准教授以外の者)にも調査を委嘱することができる。

## (研究科の在学者の最終試験)

- 第9条 審査委員及び前条第4項の規定により調査を委嘱された者は、学位論文又は研究の成果を中心として、これに関連ある科目について、筆答又は口頭により最終試験を行う。
- 2 最終試験の期日は、その都度公示する。

## (博士課程を経ない者の学位論文の提出手続)

- 第10条 第5条第2項の規定による学位申請者の学位論文は、論文審査料57,000円を添え、学位申請書、 論文目録及び履歴書とともに、その申請に応じた研究科長を経て学長に提出するものとする。
- 2 本条の規定による論文の提出については、第7条第3項及び第4項の規定を準用する。

## (博士課程を経ない者の論文審査及び試験)

- 第11条 学長は、前条第1項の規定による学位論文の提出があったときは、当該研究科長にその論文の審査を付託し、研究科長は、第8条の規定に準じて論文の審査を、第9条の規定に準じて試験を行わせるものとする。
- 2 前項の学位論文は、それを受理した日から1年以内に審査を終了するものとする。ただし、特別の 理由があるときは、教授会の議決により審査期限を延長することができる。

## (博士課程を経ない者の学力の確認)

- 第12条 第10条第1項の規定による学位論文の提出があったときは、教授会は、学位申請者の学力の確認を行う。
- 2 学力の確認は、筆答又は口頭による試問の結果に基づいて行う。ただし、学位申請者の学歴、業績等に基づいて学力の確認を行うことができる場合は、試問を省略することができる。
- 3 学力の確認のため必要があるときは、学位申請者にその著書、論文その他を提出させることがある。
- 4 教授会が学力の確認の議決をする場合には、第15条第2項の規定を準用する。

## (退学者の学位論文の提出手続、論文審査、試験及び学力の確認)

- 第13条 研究科の博士課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な博士論文の 作成等に対する指導を受けて退学した者が、再入学しないで学位の授与を受けようとするときは、前 3条の規定による。
- 2 前項に該当する者が、退学後5年以内に学位論文を提出して審査を受けるときは、第5条第1項に

該当する者と同等以上の学力を有するものとみなす。

### (論文及び審査料の不返環)

- 第14条 提出された修士論文又は博士論文及び納入した審査料は、その理由のいかんを問わず返還しない。
- 2 提出された研究の成果の返還に関することは、各研究科において別に定める。

### (修士及び博士の学位授与の決定)

- 第15条 教授会は、研究科に在学する者については、論文審査及び最終試験の結果報告に基づいて、また第12条の規定により学力を確認された者及び第13条第2項に該当する者については、論文審査及び試験の結果報告に基づいて、学位を授与すべきか否かを決定する。
- 2 前項の教授会は、当該教授会構成員の3分の2以上の出席があることを要し、学位を授与すべきものと議決するには、無記名投票の方法により、出席者の3分の2以上の賛成があることを要する。

## (審査結果の報告)

- 第16条 研究科長は、教授会において修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきものと決定 したときは、次に掲げる事項を記載した書類を学長に提出しなければならない。
  - (1) 授与しようとする学位(専攻分野の名称を付記したもの)
  - (2) 授与しようとする年月日
  - (3) 博士の場合は、第5条第1項又は第2項のいずれの規定によるかの別
  - (4) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験の結果の要旨
  - (5) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験を担当した機関に関する事項
  - (6) 第5条第2項による博士の場合は、学力の確認の結果及び学力の確認を担当した機関に関する事項
- 2 前項の学位を授与できないと決定した者については、その旨を学長に報告する。

## (学位の授与)

- 第17条 学長は、第3条に規定する者に対しては、学位記を交付して学士の学位を授与する。
- 2 学長は、前条に規定する報告に基づき、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきものと決定した者に対しては、学位記を交付して当該学位を授与し、当該学位を授与できないと決定した者に対しては、その旨を通知する。
- 3 前項の規定により博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告する。

### (審査要旨の公表)

第18条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

### (学位論文の公表)

- 第19条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内にその学位論文を印刷公表しなければならない。ただし、既に印刷公表したときはこの限りではない。
- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、当該教 授会の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。 (**専攻分野の名称**)
- 第20条 学位を授与するに当たっては、別表に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

# (学位の名称)

第21条 本学において学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、神戸大学の文字を付記す

るものとする。

# (修士及び博士の学位並びに専門職学位の取消し)

- 第22条 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、不正の方法により当該学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該教授会及び神戸大学大学院教育推進委員会の議を経て、その学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。
- 2 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったときは、 前項の規定に準じてその学位を取り消すことができる。
- 3 教授会が前2項の規定による議決をする場合には、第15条第2項の規定を準用する。

(様 式)

第23条 学位記、学位簿その他の様式は、別記様式のとおりとする。

(補 則)

第24条 この規程の施行に必要な事項は、各学部又は各研究科においてこれを定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定)附則第4項に規定する海事科学部の課程を卒業した者 及び自然科学研究科の専攻を修了した者に授与する学位に付記する専攻分野の名称は、別表の規定に かかわらず、商船学又は工学とするものとする。

## 附 則

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

# 附 則

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

#### 附目

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成19年4月1日以後において 在学者の属する年次に編入学,転入学又は再入学する者については、改正後の別表の規定にかかわら ず、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成20年4月1日以後において 在学者の属する年次に編入学,転入学又は再入学する者については,改正後の別表の規定にかかわら ず,なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 文学研究科及び文化学研究科が存続する間、改正後の第8条第1項中「教授会」とあるのは「教授会又は研究科委員会(以下「教授会等」という。)」と、同条第3項及び第4項並びに第11条から第22条までの規定中「教授会」とあるのは「教授会等」と読み替えて適用する。

# 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

# 別表 (第20条関係)

# 1 学士の学位を授与する場合

学 部 名 等	専 攻 分 野 の 名 称
文学部	文学
国際文化学部	国際文化学
発達科学部	発達科学
法学部	法学
経済学部	経済学
経営学部	経営学又は商学
理学部	理学
医学部医学科	医学
医学部保健学科	看護学、保健衛生学又は保健学
工学部	工学
農学部	農学
海事科学部	海事科学

# 2 修士の学位を授与する場合

研究科名	専 攻 分 野 の 名 称
人文学研究科	文学
国際文化学研究科	学術
人間発達環境学研究科	学術,教育学又は理学
法学研究科	法学又は政治学
経済学研究科	経済学
経営学研究科	経営学又は商学
理学研究科	理学
医学研究科	バイオメディカルサイエンス
保健学研究科	保健学
工学研究科	工学
システム情報学研究科	システム情報学又は工学
農学研究科	農学
海事科学研究科	海事科学
国際協力研究科	国際学,経済学,法学又は政治学

# 3 博士の学位を授与する場合

研 究 科 名	専 攻 分 野 の 名 称
人文学研究科	文学又は学術
国際文化学研究科	学術
人間発達環境学研究科	学術、教育学又は理学
法学研究科	法学又は政治学
経済学研究科	経済学
経営学研究科	経営学又は商学
理学研究科	理学又は学術
医学研究科	医学
保健学研究科	保健学
工学研究科	工学又は学術
システム情報学研究科	システム情報学,工学,学術又は計算科学
農学研究科	農学又は学術
海事科学研究科	海事科学,工学又は学術
国際協力研究科	学術,法学,政治学又は経済学

# 4 専門職学位を授与する場合

	研 究 科 名	専攻分野の名称
١	経営学研究科	経営学

別記様式第1 (第3条により学位を授与する場合)

					○第		号
大学印		学	位	記	_		<b>.</b>
前					氏		名
					年	月	日生
	○○学部○(			を修めて本	ベ学を卒業し	たので	,
年	月	日					
	神戸	大 学	長		氏	名	计

別記様式第2 (第4条第1号により学位を授与する場合)

	年	与する 年を修了したので修士(○○)程を修了したので修士(○○)	大学印	学	修第	
	月	入学院○	Hh	位		
   神 	日	で修士		記	号	
戸		<b>○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○</b>	氏			
大		) の 学 の	年 月			
学		するを修了したので修士 (○○) の学位を授を修了したので修士 (○○) の学位を授本学大学院○○研究科○○専攻の修士課	日生名			

別記様式第3 (第4条第2号により学位を授与する場合)

	年月	の学位を授与するの学位を授与するの学位を授与するの学位を授与するので修士(○○)本学大学院○○研究科○○専攻の博士課	大学印	学	修 第
神	日	るの研究科の	氏 年	位	号
戸		○○専攻	月	記	
大		(()()()()()()()()()()()()()()()()()()(	日 生 名		
学					

別記様式第4 (第5条第1号により学位を授与する場合)

	年	与する 年を修了したので博士 (○○) の学位を授本学大学院○○研究科○○専攻の博士課	大学印	学	博 い 第
	月	で博研		位	
神	日	士 完	氏 年	1214	号
戸		00 専	月	記	
大		の学位を授 世報	日 生 名		
学			生 名		

別記様式第5 (第5条第2項により学位を授与する場合)

	年月	授与する 試験に合格したので博士 (〇〇) の学位を 本学に学位論文を提出し所定の審査及び	大学印	学	博ろ第
神	日	博提出	氏 年	1 <u>)/.</u>	号
戸		(○○)	月	記	
大		の 学 位 を び	日 生 名		
学		14 / Q を び 	工 11		

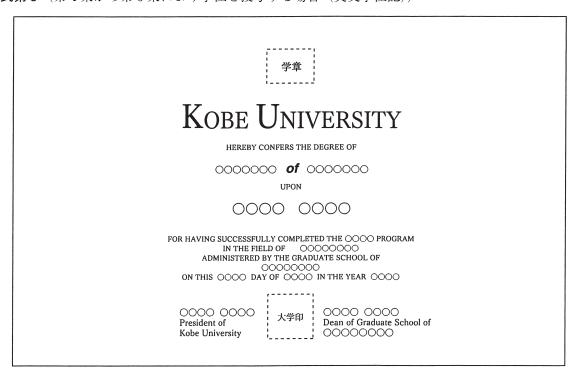
別記様式第6 (第6条第1号により学位を授与する場合)

		学	
門職)の学位を授与する大学院の課程を修了したので○○修士 (専本学大学院○○研究科○○専攻の専門職	氏 年	位	号
〇〇専 <sub>体</sub>	月	記	
日 子	日 生 名		
	修士(専門職	守 H 夕	子 H

別記様式第7 (第6条第2号により学位を授与する場合)

<b>,</b>					
	年	職)の学位を授与する学院の課程を修了したので法務博士(専門学院の課程を修了したので法務博士(専門本学大学院○○研究科○○専攻の法科大	大学印	学	法第
神	月日	∑与する ○○研究科	<sub>左</sub> 氏	位	号
戸		↑で法務博	年月	記	
大		24 (専門攻の法科大	日生名		
学		門 大			

別記様式第8 (第4条から第6条により学位を授与する場合(英文学位記))



# 別記様式第9

年 月 日

○○研究科長 殿

学籍番号

氏 名 印

学位論文審査願

神戸大学学位規程第7条の規定により下記の書類を提出 いたしますから審査をお願いします。

記

学位論文

通

論文目録

通

# 別記様式第10

年 月 日

神戸大学長 殿

氏 名 印

学 位 申 請 書

神戸大学学位規程第10条の規定により学位論文に論文目 録及び履歴書を添え博士 (○○) の学位の授与を申請いた します。

備考 退学者が再入学しないで学位を申請する場合には 「第10条」を「第13条」に読み替えるものとする。

# 別記様式第11

年 月 日

論 文 目 録

氏 名 印

論 文

1 題 目

2 印刷公表の方法及び時期

方 法

時 期

3 冊 数 冊

参考論文

1 題 目

2 册 数 册

# 別記様式第12

備考 学位簿の表紙には、学位簿と標記し、博士の専攻分野の名称の順に登録する。

		契印
		番号
		授与年月日
		氏
		名
		論文題目
		取扱者印

博士 (○○)

学 位

簿

# 4 神戸大学学生表彰規程

(平成17年2月17日制定)

## (趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定)第55条第2項の規定に基づき、神戸大学(以下「本学」という。)の学生及び学生団体の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

## (表彰の基準)

- 第2条 表彰は、学生及び学生団体のうち、次の各号のいずれかに該当するものについて行うものとする。
  - (1) 学術研究活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの。
    - イ 国際的規模又は全国的規模の学会から賞を受けたもの
    - ロ その他これらに準ずる学会等から高い評価を受けたもの
  - (2) 本学公認課外活動団体の活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの
    - イ 国際的規模の競技会,公演会,展覧会等(以下「競技会等」という。)において優秀な成績を修め、 又は高い評価を受けたもの
    - ロ 全国的又は地区的規模の競技会等において優秀な成績を修めたもの
    - ハ 公的機関等から表彰を受ける等高い評価を受けたもの
    - ニ 卒業年度に当たる者で、在学中の課外活動において特に顕著な功労があったもの
  - (3) 社会活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの
    - イ ボランティア活動等において、公的機関等から表彰を受ける等社会的に特に高い評価を受けた もの
    - ロ 人命救助, 犯罪防止, 災害救助等に貢献したことにより, 公的機関等から表彰を受ける等社会 的に高い評価を受けたもの
    - ハ その他社会活動において特に高い評価を受けたもの
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、特に優れた業績、功績等があったと認められるもの

## (表彰候補者の推薦)

第3条 各学部長、各研究科長、各課外活動団体の顧問教員等は、前条各号のいずれかに該当すると認められる学生又は学生団体(以下「表彰候補者」という。)がある場合は、別記様式第1により学長に推薦するものとする。

## (被表彰者の選考及び決定)

第4条 学長は、前条の規定に基づき推薦された表彰候補者について、学生委員協議会の議を経て、表彰される者(以下「被表彰者」という。)を決定する。

## (表彰の方法)

- 第5条 表彰は、学長が別記様式第2の表彰状を授与することにより行う。
- 2 前項の表彰状に添えて、記念品を贈呈することができる。

## (表彰の時期)

第6条 表彰は、被表彰者が決定された後、速やかに行うものとする。ただし、第2条第2号に該当す

る表彰については、原則として毎年3月に行うものとする。

(事 務)

第7条 表彰に関する事務は、学務部学務課又は学務部学生生活課において処理する。

(雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、学生及び学生団体の表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行し、施行日以降の学生及び学生団体の活動について適用する。

別記様式1,2(略)

# 5 神戸大学学生懲戒規則

(平成16年4月1日制定)

(趣 旨)

第1条 この規則は、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定)第55条の2(第72条において準用する場合を含む。)に規定する学生の懲戒について必要な事項を定めるものとする。

(懲 戒)

- 第2条 懲戒は、本学の規定に違背し、学生としての本分を守らない者があるときに行われるものとする。 (懲戒の内容)
- 第3条 懲戒の内容は、次のとおりとする。
  - (1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。
  - (2) 停学 有期又は無期とし、この間の登校及び次の行為を禁止すること。
    - イ 本学の施設及び設備を利用すること(本学が発行したアカウントを用いて、本学の管理する電子計算機及び情報ネットワーク機器を利用することを含み、特に退去を命ぜられない限り、本学の学生寮又は外国人留学生宿舎に居住することを除く。)。
    - ロ 本学の公認課外活動団体の活動に参加すること。
  - (3) 懲戒退学 命令により退学させ、再入学を認めないこと。

(懲戒の発議)

- 第4条 懲戒の対象となりうる行為があったと認めるときは、当該行為を行った学生の所属学部の教授会(以下「教授会」という。)は、その事実関係を調査し、懲戒処分の要否等について審議するものとする。
- 2 学長が指名した理事は、前項の調査及び審議に際し、必要があると認めるときは、教授会に対し意見を述べることができる。
- 3 教授会は、懲戒処分の必要があると認めたときは、事実関係についての調査報告書及び懲戒処分案 を作成し、学長に懲戒の発議を行わなければならない。

(複数の学部に係わる場合の懲戒手続)

第5条 懲戒の対象となりうる行為が、異なる学部に所属する複数の学生によって引き起こされた場合は、教授会は、事実関係の調査及び審議に際して、相互に連絡し、調整するものとする。

(弁 明)

- 第6条 教授会は、第4条第1項の事実関係の調査を行うに当たり、当該学生にその旨を告知し、口頭 又は文書による弁明の機会を与えなければならない。
- 2 当該学生は、弁明の際、必要な証拠を提出し、証人の喚問を求めることができるとともに、補佐人を指名し、その補佐を受けることができる。
- 3 弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく当該学生が欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

(懲戒処分の決定)

- 第7条 学長は,第4条第3項により教授会から発議があったときは,教育研究評議会(以下「評議会」という。)の議を経て、懲戒処分を決定する。
- 2 評議会は、前項の審議において必要があると認め、改めて事実関係の調査及び審議を行う場合においては、前条の規定を準用する。

### (徴戒処分の通知)

- 第8条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、当該学生に通知しなければならない。
- 2 懲戒処分の通知は、処分理由を記載した懲戒処分書を当該学生に交付することにより行う。ただし、交付の不可能な場合には、他の適当な方法により通知する。

# (懲戒の発効)

- 第9条 懲戒の発効日は、懲戒処分書の交付日とする。ただし、やむをえない場合は、この限りでない。 (無期停学の解除)
- 第10条 教授会は、無期停学の学生について、その発効日から起算して6月を経過した後、停学の解除 が妥当であると認めたときは、学長に停学の解除を発議することができる。
- 2 学長は、前項の発議に基づき、停学を解除する。

#### (異議申立て)

- 第11条 懲戒処分を受けた者は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、懲戒の発効日から起算して14日以内に、文書により学長に異議申立てを行うことができる。
- 2 学長は、前項の異議申立てがあったときは、再審査の要否を評議会に付議するものとする。
- 3 評議会が再審査の必要があると認めたときは、学長は、教授会に再審査を要請するものとする。 (読替規定)
- 第12条 この規則の大学院学生への適用に当たっては、「学部」を「研究科」に、「教授会」を「教授会 (文学研究科及び文化学研究科にあっては研究科委員会)」に読み替えるものとする。

## 附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に神戸大学学則等を廃止する規則(平成16年4月1日制定)の規定よる廃止前の神戸大学学生懲戒規則の規定によりなされた処分その他の行為は、この規則の規定によりなされた処分その他の行為とみなす。

# 附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

### 附 則

この規則は、平成19年12月25日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行し、改正後の神戸大学学生懲戒規則の規定は、施行日以後に第7条第1項の規定により決定される懲戒処分から適用する。

# 6 神戸大学学生懲戒規則に関する申合せ

(平成16年4月1日教育研究評議会決定)

神戸大学学生懲戒規則は、これまでともすれば不明確なままに運用されてきた懲戒に関する手続きを 透明化し、あわせて学生に対して手続的な権利を認めることにより、懲戒処分にふさわしい適正な手続 を定めるものである。

このような手続の適正化,透明化を図るに当たっては,懲戒処分に該当する行為それ自体もあらかじめ明確に特定しておくことが望まれることから,懲戒規則の制定にあわせて,次の申合せを行うものとする。

- 1 懲戒の対象となりうる行為は、次の行為とする。
  - (1) 学生の本分に反する重大な犯罪行為
  - (2) 本学の教職員又は学生に対する暴力行為
  - (3) 本学の施設・設備への重大な破壊行為
  - (4) 本学の教育・研究活動に重大な妨害行為
- (5) その他前各号に準ずる行為
- 2 教育研究機関としての大学のなす懲戒は、教育的な配慮から慎重に行わなければならず、学生の自主的な活動に対しては、特に慎重な配慮が加えられなければならない。
- 3 申合せ第1項は、懲戒対象行為を限定し、その明確化を図ることを旨とし、従来了解されてきたその範囲を拡大するものではない。